

越生町国民健康保険加入者のみなさまへ

令和2年度国民健康保険納税通知書を発送します

7月中旬に越生町国民健康保険に加入している世帯の世帯主（納税義務者）の方へ令和2年度国民健康保険納税通知書を送付します。

普通徴収の納期 1期…7

月31日(金)、2期…8月31日(月)、3期…9月30日(水)、4期…11月2日(月)、5期…11月30日(月)、6期…12月25日(金)、7期…令和3年2月1日(月)、8期…3月1日(月)

特別徴収の方 特別徴収の方は年金から天引きされます（加入者全員が65歳以上の世帯の場合）

1期…4月15日(水)、2期…6月15日(月)、3期…8月14日(金)、4期…10月15日(木)、5期…12月15日(火)、6期…令和3年2月15日(月)

※原則世帯主の年金から天引きされます。ただし、世帯主が国保以外、年金

が年額18万円未満、介護保険料の天引きとの合計が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。年金から天引きとなる方でも口座振替へ変更できます。



国保税の納付は口座振替で

納付方法を口座振替にすれば「忙しくて」「ついついっかり」など、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年以降も自動的に更新されます。手続きは、通帳と通帳に使用している印鑑をお持ちのうえ、越生町指定の金融機関の窓口へ直接お申し込みください。

金融機関 埼玉りそな銀行、

国民健康保険税の計算例

(40代夫婦【夫：給与収入400万円(所得266万円)妻：専業主婦】、子ども2人の場合)

課税標準所得額

= 前年総所得金額(266万円) - 基礎控除額(33万円) = 233万円

所得割額 (所得に応じて)

= 課税標準所得額 × 所得割の税率

均等割額 (1人あたり)

= 均等割額 × 加入者数

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割額	233万円 ×7.4% =172,400円	233万円 ×1.6% =37,200円	233万円 ×1.2% =27,900円
均等割額	2万4千円 ×4人 =96,000円	8千円 ×4人 =32,000円	1万1千円 ×2人 =22,000円
計	①268,400円	②69,200円	③49,900円

年税額 = ① + ② + ③ = 387,500円

※国民健康保険税は、医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の3つの合計額です。介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象です。

りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

1 国民健康保険税課税限度額を改正します

今回の課税限度額の改正は、国で定められている額に合わせるもので、課税限度額を3万円引き上げ、課税限度額の合計額が96万円から99万円になります。

国保加入者の医療費は、

加入者のみなさまにご負担いただいている国民健康保険税で成り立っていますので、ご理解をお願いします。

※国保税の減免について
新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少した際等には、保険税が減免される場合があります。申請の相談や手続きについては、**問**にお問い合わせてください。

寄附金をいただきました

お預かりした寄附金は、新型コロナウイルス感染症予防対策等のために有効に活用させていただきます。

【寄附者・金額】

株式会社TKC様 1,000,000円

問 総務課 庶務担当 **内線** 216

【お詫びと訂正】

6月号P3の梅園コミュニティ館の住所に誤りがありました。

正しくは「大字小杉553」です。

お詫びして訂正致します。

問 総務課 自治振興担当

内線 215

均等割額の軽減措置について

軽減割合	総所得金額が下記の基準を超えない世帯
7割軽減	33万円以下(変更なし)
5割軽減	33万円 + (※28.5万円 × 被保険者数) 以下 ※昨年度は28万
2割軽減	33万円 + (※52万円 × 被保険者数) 以下 ※昨年度は51万

2 軽減判定所得の算定方法が一部変更となります。前年中の世帯の総所得金額の合計が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

国の税制改正に伴い、国税の軽減判定基準が拡大され、軽減判定所得の算定に用いる1人あたりの加算額が5割軽減は28万5千円(今まで28万円)、2割軽減は52万円(今まで51万円)となりました。

問

町民課 国保年金担当
TEL 内線 121・122



※介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象です。

令和2年度の税率

	所得割	均等割	課税限度額
医療給付費分	7.4%	2万4千円	63万円
後期高齢者支援金分	1.6%	8千円	19万円
介護納付金分	1.2%	1万1千円	17万円

所得割 + 均等割 = 年税額 (上限99万円)

※軽減措置が適用されるのは、世帯主(国保に加入していない世帯主を含む)と16歳以上の国保加入者全員の所得の申告が済んでいる世帯に限られます。

後期高齢者医療制度からお知らせ

新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます。新しい保険証は7月中旬に「簡易書留」で送付しますので、届いたら記載内容を確認して、8月1日からご使用ください。有効期限が切れている古い保険証は使用できません。

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料(率)について

後期高齢者医療制度では、保険料率を2年ごとに見直し、令和2年度は見直しの年になります。令和2・3年度の医療費の財源に充てるため、次のとおり保険料率が改定されました。

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合について

本来7割軽減の対象の方については、これまで特例上乗せして軽減を行ってきましたが、令和元年度から次のとおり段階的に見直しを行っています。

$$\begin{array}{l}
 \text{均等割額} \\
 \text{被保険者1人当たり} \\
 41,700\text{円}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割額} \\
 \text{被保険者の所得} \times \\
 7.96\%
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{年間保険料額} \\
 (\text{上限}64\text{万円})
 \end{array}$$

(参考) 平成30・31年度 均等割額: 41,700円

令和2年度 所得割額: 7.86% 限度額 62万円

後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主な生計維持者の収入が減少した際には、保険料が減

免される場合があります。

申請の相談や手続きについては、問にお問い合わせください。

問 町民課 国保年金担当
TEL 内線 121

対象者の所得要件 同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	均等割額の軽減割合				
	本来の軽減割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下		8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)	7割	9割	8割	7割	